

Security Express 会員規約

2025年10月20日第5版

株式会社VLCセキュリティアーナ

第1条 （目的）

このSecurity Express 会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社VLCセキュリティアリーナ（以下「VLC-A」といいます。）が、VLC-Aの会員制サイバーセキュリティサービス「Security Express」および「Security Express Lite」（以下「本サービス」といいます。）を会員様に対して提供する条件を定めることを目的とします。

第2条 （用語の定義）

1. 本規約において次の各号の用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。
 - （１）「会員様」とは、VLC-Aが本サービスの利用を承諾した事業者（法人、個人は問いませんが、本サービスを事業の用に供して利用する事業者のみを対象とします。）のことをいいます。
 - （２）「ご担当者様」とは、会員様が本サービスの申込書に記載した、本サービスの利用における会員様の連絡窓口となる方をいい、第15条に定める方法により会員様はご担当者様を変更することができます。
 - （２）「相談窓口」とは、本サービスのご利用にあたり会員様をご利用いただけるVLC-AまたはVLC-Aの業務委託先が提供のご相談窓口のことをいい、連絡方法には電話またはVLC-Aが別途指定するシステム（以下「連絡用システム」といいます。）を採用します。
 - （３）「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始（12月27日～1月4日）を除く日のことをいいます。

第3条 （本利用規約の適用）

1. 本サービスの提供を受ける会員様は、本規約を理解し遵守するものとします。VLC-Aは、会員様による本サービスの申込があった場合、当該会員様が本規約を承諾したものとみなします。
2. 本規約は、会員様とVLC-Aとの間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。
3. VLC-Aは、30日間以上の予告期間を設けてご担当者様のメールアドレス宛てに事前通知することにより、本規約の全部または一部を変更することがあり、この場合、当該変更の施行日より、当該会員様には変更後の本規約が適用されるものとします。

第4条 （本サービス内容、本サービスの一部の委託）

1. 本規約において、VLC-Aが会員様に提供する本サービスの内容は次の各号のとおりです。
 - （１）セキュリティインシデント初動対応支援：セキュリティ事故またはこれが疑われる事象が発生したときの隔離・証拠保全・今後の対処方法に関するセキュリティエンジニアによるアドバイス
（受付は電話のみ。受付時間は営業日の9時～21時に限ります。）
 - （２）セキュリティなんでも相談窓口：サイバーセキュリティに関するメールおよび連絡用システムによるご相談対応
（対応回数5回/月間）
 - （３）Webアプリケーション簡易診断：AI脆弱性診断プラットフォームImmuniweb@の開発元であるImmuniwebSA社の提供するオンライン無料ツールを活用し、会員様の指定するWebサイトのWebサーバーを1年間の間に最大2URLまで各1回簡易診断いたします。簡易診断はHTTPセキュリティヘッダーの分析などの設定に関する範囲の診断により、脆弱性の可能性を提示いたします。Webアプリケーション簡易診断は利用期間開始月またはその翌月に実施し、以降は概ね1年ごとに実施するものとします。
 - （４）企業情報漏洩簡易調査：別紙に定める企業情報モニタリングサービス『Discovery』と同じ調査範囲（Web、モバイル、ネットワーク、クラウド、コードリポジトリ、インシデント）で簡易版のPoC調査（以下「Discovery PoC」といいます。）を実施いたします。企業情報漏洩簡易調査は通常の調査とは調査手法と深度が異なり、VLC-Aの評価基準にて脅威度がCritical/Highリスクに判定されうる事例を抜粋して報告いたします。また、OSINT (open source intelligence) ツールを主軸にした調査となり、エンジニアによる並行調査は実施いたしません。このDiscovery PoCを実施することによって漏洩情報の有無や将来的なセキュリティリスクの傾向を把握することに役立ちます。但し、漏洩情報が存在しないことを保証するものではありません。Discovery PoCは当初利用期間開始月またはその翌月に実施し、以降は概ね1年ごとに実施するものとします。
 - （５）インシデント対応（初級）トレーニング：VLC-Aが開催するインシデント対応（初級）トレーニングに空き枠が生じた場合、契約開始日から1年間で最大2名様まで無償でご招待いたします。なお、お申込みは先着順となります。
(<https://cybergymjapan.com/services/training/first-response-training/>)
インシデント対応（初級）トレーニングは、どなたでも受講できるトレーニングになっています。サイバー攻撃の被害に遭った際の適切な初動対応を学ぶことができます。
 - （６）セキュリティ勉強会 特別招待：サイバーセキュリティに関する勉強会（年4回開催）にご招待いたします。
2. VLC-Aは、本サービスの運営および提供に関する業務の全部または一部を、VLC-Aの責任において、第三者に業務委託することがあり、本条第1項の各号に示す業務はそれぞれ下記企業（以下「VLC-Aの業務委託先」といいます。）に対し業務委託します。この場合、VLC-Aは、VLC-Aが本規約に基づき負う義務と同等の義務をVLC-Aの業務委託先に対して負わせ、これを遵守させるものとします。なお、VLC-Aは、VLC-Aの業務委託先を会員様に事前に告知することなく変更する場合があります。
 - （１）セキュリティインシデント初動対応支援：株式会社VLCセキュリティラボ（東京都港区赤坂1-14-11、以下「VLC-L」といいます。）
 - （２）セキュリティなんでも相談窓口：VLC-L、株式会社VLCセキュリティコンサルティング（東京都港区虎ノ門4-1-40、以下「VLC-C」といいます。）
 - （３）ネットワーク侵入調査：

- (4) ネットワーク簡易診断：VLC-L
- (5) 企業情報漏洩簡易調査：VLC-L
- (6) クローズドセキュリティ勉強会：VLC-L、VLC-G

第5条 (利用申し込み)

1. 会員様は、VLC-Aにより本サービスの提供を受けることを承認された事業者であることを条件とします。(法人か個人かは問いませんが、本サービスを事業の用に供して利用する事業者のみを対象とします)
2. 本サービスの提供を受けることを希望する事業者(以下「申込者」といいます。)は、本規約を承諾のうえ、VLC-Aの公式ウェブページ内の本サービス専用ページの所定申込フォーム又はVLC-A所定の申込用紙によりお申込みいただくものとします。利用申し込みを行った時点で申込者は本規約を承諾したものとみなします。
3. VLC-Aは、前項に定める申し込み内容を審査のうえ、本サービスの提供を承認した場合は、当該申込者に対して、その旨電子メールにて通知するものとし、その通知の発信をもって本利用契約が成立するものとします。
4. 前項に係るVLC-Aの承認を受けた申込者は、第9条に基づき本サービスに係るサービス利用料金(以下「本サービス利用料金」といいます。)を支払うものとします。
5. VLC-Aは、前項の規定にかかわらず、次の各号の場合には、本利用契約を締結しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。
 - (1) 本サービスの申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
 - (2) 申込書記載の情報(以下「登録情報」といいます。)に不備・欠落等ある場合。
 - (3) 申込者に対して本サービスを提供することが、技術上またはVLC-Aの業務の遂行上支障があるとVLC-Aが判断した場合。
 - (4) 本規約等を遵守できないおそれがある場合、または過去に本規約等に違反したことがある場合
 - (5) 過去にVLC-Aとの契約に違反したことがある場合
 - (6) その他VLC-Aが利用申込を相当でないと判断した場合
6. 本サービス利用申し込み後の本利用契約の解約(キャンセル)は原則として受理できません。但し、VLC-Aと会員様が協議の上、当該解約を行う合理的事由があるとVLC-Aが判断した場合には、VLC-Aは、利用申し込み日から利用開始日までの期間に限り、当該解約を受理する場合があります。

第6条 (提供中止)

1. VLC-Aは、会員様が次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過してもなお本サービス利用料金を支払わないとき
 - (2) 本サービスの提供に必要な設備に対する保守上または工事上やむを得ないとき
 - (3) 電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき
 - (4) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うとき
 - (5) コンピューター、ソフトウェア、サーバー、通信回線、通信装置等が事故等により停止したとき
 - (6) その他会員様の責に帰すべき事由により、VLC-AまたはVLC-Aの業務委託先が会員様に対する本サービスの提供を継続するとVLC-AまたはVLC-Aの業務委託先の業務に著しい支障をきたすと認められるとき
2. VLC-Aは、前項の規定により本サービスを中止するときは、予めその旨を書面(電子メールを含む。)により会員様に通知するものとします。但し、緊急の為やむを得ない場合は、会員様に事前に通知することなく中止することがあります。
3. VLC-Aは、第1項の規定によりVLC-Aが本サービスを中止したことにより会員様または第三者が被ったいかなる不利益または損害について一切の責任を負わないものとします。

第7条 (VLC-Aによる提供停止、契約解除)

1. VLC-Aは、会員様が次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止または本利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 支払期日を経過してもなお本サービス利用料金を支払わないとき
 - (2) 第18条第5項または第19条に該当する場合
 - (3) 本規約に定めるいずれかの条項に違反し、書面(電子メールを含む。)による催告後30日以内に当該違反が是正されないとき
 - (4) 会員様が差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。または、破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申し立てがなされ、あるいは自らこれらの申立をしたとき。または、自ら振り出したまたは引き受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。または、営業の廃止または解散の決議をしたとき。または、財産状態悪化の恐れがあると認められる相当の理由があるとき
 - (5) その他、重大な過失・背信行為等本利用契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき
2. VLC-Aは、前項の規定により本サービスを停止または本利用契約を解除するときは、予めその旨を書面(電子メールを含む。)により会員様に通知するものとします。但し、緊急の為やむを得ない場合は、会員様に事前に通知することなく停止または本利用契約を解除することがあります。
3. VLC-Aは、第1項の規定によりVLC-Aが本サービスを停止または本利用契約を解除したことにより会員様または第三者が被ったい

かなる不利益または損害について一切の責任を負わないものとします。

第8条 （会員様による解約・契約更新）

1. 会員様の都合により本利用契約を利用期間の途中で解約することはできません。
2. VLC-Aは、原則として利用期間満了の1ヵ月前までに会員様に対し、利用期間満了日についてのご案内を行うものとし、利用期間満了日までに会員様から契約更新の意思表示がない場合、本利用契約は終了するものとします。
3. 本利用契約の更新手続きはVLC-Aが別途指定するものとします。
4. VLC-Aは、会員様の利用期間満了日から1年以内に本サービスを廃止する場合において、会員様の契約更新を拒否することができるものとします。

第9条 （本サービスの利用料金、支払方法、利用期間）

1. 本サービス利用料金は、「Security Express」は年額420,000円（消費税等を除きます。）、「Security Express Lite」は年額240,000円（消費税等を除きます。）とし、その全額を年会費として利用期間開始月の月末（応当日が金融機関休業日の場合、その前営業日）までにVLC-Aが別途指定する方法によりお支払いいただきます。
2. 本サービス利用料金は、VLC-Aが任意に変更出来るものとし、変更する場合には、会員様へVLC-Aから事前に通知するものとします。但し、増額変更の場合は当該変更の適用時点における利用期間満了後から適用されます。
3. 第6条の規定によりサービス提供が中止された場合、または第7条の規定によりサービス提供が停止またはVLC-Aにより契約解除された場合の本サービス利用料金は、当該サービス提供があったものとして取扱わせていただきます。
4. 本サービスの利用期間は1年間とし、以後の更新期間も1年間となります。
5. VLC-Aは、一度お支払いいただいた本サービス利用料金の全部または一部を返金いたしません。

第10条 （権利義務の譲渡の禁止）

会員様は、VLC-Aの書面による事前の承諾なく、本利用契約上の地位または本規約に基づく権利または義務の全部あるいは一部を、第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第11条 （保証）

1. VLC-Aは、善良なる管理者としての注意をもって、本規約に従い会員様に対し本サービスを提供するものとします。
2. 本サービスの提供にかかわるVLC-Aの責任は前項に定める限りとします。
3. VLC-Aは、本サービスの会員様のご利用の結果に関して何らの保証を行うものではなく、また本サービスが会員様の業務または事業活動において一定の目的を達成することを保証するものではありません。

第12条 （損害賠償）

1. 会員様は、本サービスの利用によりVLC-Aまたは第三者に対して損害を与えた場合（会員様が、本規約に規定する義務を履行しないことによりVLC-Aまたは第三者が損害を被った場合を含みます。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。
2. VLC-Aは、本サービスの提供にあたり、VLC-Aの責に帰すべき事由により会員様に損害を与えた場合、現実発生した直接かつ通常生ずべき損害に限り賠償する責を負うものとします。なお、本項に定める損害には、会員様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害賠償につき当事者が予見し、また予見し得た場合を含む。）および第三者から会員様に対してなされた損賠賠償の請求に基づく損害については含まないものとします。
3. 本条に基づきVLC-Aが負担する損害賠償の限度額は、当該損害が発生した年に係わる年間本サービス利用料金に相当する金額を超えないものとします。
4. 本条に定める損害賠償請求権は、当該損害が発生した日から2年以内に行使しなければ消滅するものとします。
5. 本条に定めない事項については、会員様とVLC-Aが別途協議のうえ決定するものとします。

第13条 （免責）

1. 前条の規定にかかわらず、VLC-Aは、次の各号の一つまたは本条第2項以下の一つに該当する場合は、これに起因して会員様に生じた損害について賠償する責を負わないものとします。
 - (1) 第6条に基づく本サービスの提供中止および第7条に基づく本サービスの提供停止、VLC-Aによる契約解除
 - (2) VLC-A以外の者による本サービスの提供基盤システムへのハッキングまたはこれによるデータの改竄もしくは漏洩
 - (3) 本サービスを提供するVLC-AおよびVLC-Aの業務委託先の事業所と会員様のネットワークを接続する電気通信サービスの性能や接続回線の状態により本サービスの精度が落ちた場合
2. VLC-Aは、本サービスとして第4条に定める本サービスを会員様に対し提供することを保証するものであり、本サービスの対象となる会員様の保有するコンピューターシステムもしくはそれを構成するハードウェア・ソフトウェアに関する稼働保証、性能保証および結果の正確性について保証するものではありません。
3. VLC-Aは、本サービスに事実上または技術上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、十分性、有効性、適時性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
4. VLC-Aは、本サービスに起因して会員様に生じたあらゆる損害について、その損害の要因がVLC-Aおよび本サービスに係るVLC-Aの

業務委託先の故意または重過失によるものである場合を除いては一切の責任を負いません。

5. 本サービスに関連して、会員様と第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、会員様が自己の費用と責任において解決するものとし、VLC-Aは一切の責任を負いません。
6. 本サービスは、セキュリティリスクを低減させることを目的とするサービスであり、すべてのセキュリティリスクの排除を保証するものではなく、また、あらゆるサイバー攻撃等を検知、防御、低減することを約するものではなく、本サービスを受けた結果、効果が無かった場合や損害（例えば、セキュリティインシデントによるハード・ソフトなどの情報機器やファイルの破損、情報メディアの損壊による再作成、本サービスの主たる機能の停止により発生する会員様での売上減少や収益減少、第三者に対して負担する損害賠償責任による損害など）が発生した場合でも、VLC-Aおよび本サービスに係るVLC-Aの業務委託先は一切の責任を負いません。
7. 本サービスは、会員様からの全ての相談に対する十分な回答ないし助言、示唆、紹介（以下「回答内容等」といいます。）を約するものでもありません。会員様は、VLC-Aもしくは相談窓口またはVLC-Aの業務委託先による回答内容等に基づいて実施した一切の行為およびその結果について、当該行為を会員様自らがしたか否かを問わず、会員様が自ら責任を負うものとしします。
8. 本サービスの「セキュリティインシデント初動対応支援」は、必要かつ十分な支援を約するものではありません。「セキュリティインシデント初動対応支援」を受けた結果、効果が無かった場合や損害が発生した場合でも、VLC-Aは一切の責任を負いません。
9. VLC-Aの過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為により会員様に生じた損害の賠償は、第12条に規定するとおりとしします。

第14条 （不可抗力）

洪水、火災、地震、噴火等の天災地変、感染症その他疫病の拡大、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・緊急事態宣言等、同盟罷業その他の争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力によって本利用契約の履行を遅延し、または履行不能を生じた場合は、VLC-Aおよび会員様は、本利用契約に基づく一切の責任につき免責されるものとしします。

第15条 （商号・本店所在地その他の変更通知方法）

VLC-Aおよび会員様は、商号、本店所在地、ご担当者様その他本サービスの提供もしくは本規約の履行のために必要な連絡先情報等に変更が生じた場合、速やかに書面（電子メールを含む。）にて相手方に通知するものとしします。

第16条 （秘密保持）

1. 本規約において秘密情報とは、本規約等有効期間中に本規約等の履行に関連してVLC-Aおよび会員様が相手方から開示を受ける自らのまたは自らの顧客、業務委託先等の技術上または営業上の情報であって次の各号の一に該当するものをいうこととしします。
 - （1）秘密である旨が明示された技術資料、図面、その他関係資料等の有体物または電子データにより開示される情報
 - （2）秘密である旨を告知したうえで口頭にて開示される情報であって、かかる口頭の開示後、開示者の10営業日以内に、当該情報の内容を書面にし、または電子データとして記録し、かつ、当該書面または電子データにおいて秘密である旨を明示して提供されたもの
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを被開示者が証明する情報については、本規約における秘密情報として取り扱わないものとしします。
 - （1）開示の時に、既に公知であった情報または既に被開示者が保有していた情報
 - （2）開示後、非開示者の責に因らず公知となった情報
 - （3）被開示者が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から適法に入手した情報
 - （4）開示後、被開示者が独自に開発した情報
 - （5）開示者が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した開示者自身の情報
3. VLC-Aおよび会員様は、相手方の書面（電子メールを含む。）による事前の承諾を得ることなく、相手方の秘密情報を第三者（VLC-Aの業務委託先を除く。）に開示または漏洩しないものとする。ただし、VLC-Aおよび会員様は、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えたうえで、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとする。この場合、当該秘密情報の開示者は、開示先に対し当該秘密情報の秘密性に即した取り扱いがなされるよう要請するものとする。
4. VLC-Aおよび会員様は、本利用契約に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとする。
5. VLC-Aおよび会員様は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある自己の役員および従業員（VLC-Aの業務委託先の役員および従業員を含む。）のみに開示するものとし、当該役員および従業員に対して本規約に基づき自己に課された秘密保持義務と同等の義務を課すものとする。
6. VLC-Aおよび会員様は、本サービスの実施に合理的に必要な範囲内でのみ秘密情報を利用・複製することができるものとする。VLC-Aおよび会員様は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示、著作権表示その他の表示を当該複製物に付すものとする。
7. VLC-Aおよび会員様は、秘密情報が不要となった場合、相手方の指示に従い、当該秘密情報を速やかに返却、廃棄、削除するものとする。

第17条 （会員様に関する情報の取り扱いについて）

1. 会員様は、VLC-Aが会員様に対して本サービスを提供する過程において知り得た会員様（役員・従業員等を含む）の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定義される情報を指し、以下「個人情報等」といいます。）、事業者情報、本サービスに係る通信情報等（登録情報、本サービスに係る事務連絡内容、本サービスに係る質問や回答、検出された漏洩情報、アラート情報など）につき、VLC-AならびにVLC-Aの業務委託先（VLC-Aの業務委託先の再委託先を含む。）が、以下の目的で共同で利用することに同意するものとし、共同利用の管理責任者をVLC-Aとします。
 - （1）本サービスを提供するため
 - （2）本サービスに関するご案内、お問合せ等への対応のため
 - （3）本サービスの停止・中止・変更・契約解除の通知のため
 - （4）本規約等に違反する行為への対応のため
 - （5）本規約等の変更等の通知のため
 - （6）紛争、訴訟などへの対応のため
 - （7）前各号に付随する本サービスの提供・維持・改善のため
 - （8）本サービス提供のために合理的に必要な事情があり、会員様の情報を利用する以外に他に適切な方法がない場合
 - （9）サイバー攻撃やサイバーセキュリティに係る情報提供のため
 - （10）その他会員様の同意を得た場合
2. VLC-Aは、個人情報等につき、法令に従い適切に取り扱うものとし、
3. 刑事訴訟法第218条に基づく強制処分（令状による差押え、捜査など）が行われた場合、その他相当の理由がある場合には、VLC-Aは当該処分の定める範囲で第1項の守秘義務を負わないものとし、
4. VLC-AおよびVLC-Aの業務委託先は、不要となった場合には、第1項の会員様に関する情報を全て削除します。

第18条 （反社会的勢力等の排除）

1. 会員様およびVLC-Aは、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとし、
 - （1）自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下反社会的勢力と総称します）であること
 - （2）自己または自己の役員が、反社会的勢力を利用すること
 - （3）自己または自己の役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与すること
 - （4）自己または自己の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - （5）自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い、相手方の名誉や信用を毀損し、また、相手方の業務を妨害すること
 - （6）自らまたは第三者を利用して、相手方に対し法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと
2. 会員様はVLC-Aに対し、会員様の顧客が前項各号の一に該当しないことを保証するものとし、
3. 会員様およびVLC-Aは、相手方が前二項の確約に違反して、第1項各号の一に該当することが判明した場合、相手方に対し何らの催告をすることなく、本利用契約の全部または個別契約を解除することができるものとし、
4. 会員様およびVLC-Aは、相手方が第1項各号の一に違反した疑いがあると合理的に認められる場合は、当該違反の有無を確認することを目的として調査を行うことができるものとし、相手方は、当該調査に協力するものとし、
5. 会員様およびVLC-Aは、相手方が本条第1項各号の一もしくは第2項に該当することが判明した場合、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本サービスの利用契約を解約することができるものとし、これに基づく解約により相手方が被った損害につき一切の義務および責任を負わないものとし、

第19条 （禁止事項）

会員様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとし、

- （1）法令または公序良俗に違反する行為、犯罪行為に関連する行為、またはそれらに類似する行為
- （2）VLC-Aもしくは本サービスに係るVLC-Aの業務委託先または第三者の著作権、商標権等の知的財産権、財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- （3）VLC-Aもしくは本サービスに係るVLC-Aの業務委託先または第三者を誹謗中傷・侮辱し、名誉もしくは信用を毀損する行為
- （4）VLC-Aもしくは本サービスに係るVLC-Aの業務委託先または第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊する行為、本サービスのシステムに対して過重な負荷をかけるなどして本サービスの業務に悪影響を与えたり、第三者の利用を妨げたりする行為、本サービスに関連するサービス、アカウント、コンピューターシステムおよびネットワークに対して不正なアクセス等を試みる行為、本サービスに係るUTM装置を故意に破壊もしくは売却することおよび別用途に転用する行為、有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または、VLC-A、本サービスに係るVLC-Aの業務委託先、第三者などが受信可能な状態におく行為、その他本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- （5）本サービスそれ自体、または本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- （6）不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- （7）VLC-A、他の会員様、第三者になりすます行為

- (8) 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- (9) その他、VLC-Aが不適切と判断する行為

第20条 (解約後の措置)

本利用契約が解除もしくは解約された場合であっても、第7条(VLC-Aによる提供停止、契約解除)、第10条(権利義務の譲渡の禁止)、第12条(損害賠償)、第13条(免責)、第16条(秘密保持)、第17条(会員様に関する情報の取り扱いについて)、第19条(禁止事項)、第22条(準拠法・裁判管轄)および本条の各規定はなおその効力を有するものとします。

第21条 (疑義解釈)

本規約に定めのない事項および本規約条項中疑義の生じた事項については、VLC-Aおよび会員様が別途協議を行い決定するものとします。

第22条 (準拠法・裁判管轄)

1. 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としてこれを解決します。

附則

1. この規約(第1版)は、2022年6月1日から施行します。
2. 改定規約(第2版)は、2022年10月21日から施行します。
3. 改定規約(第3版)は、2024年5月15日から施行します。
4. この改定規約(第4版)は、2025年4月15日から施行します。
5. この改定規約(第5版)は、2025年10月20日から施行します。

「別紙」第4条に定める企業情報モニタリングサービス『Discovery』通常調査の仕様

※本サービスに含まれるDiscovery PoCの参考情報であり、簡易版のDiscovery PoCは通常調査とは手法・深度等が異なりますのでご注意ください。

攻撃者はダーク webにある情報フォーラムサイトなどから、企業を攻撃するための様々な情報を収集しています。サイバー攻撃対策として、定期的な脆弱性診断だけでなくネット上に散見する自社の情報は把握しておくことは重要です。企業情報モニタリング『Discovery』は、ImmuniWeb®DiscoveryのAIテクノロジーを活用したOSINT技術に加え、自社エンジニアによる平行調査を組み合わせた独自の監視サービスです。ハッカーの視点で攻撃対象領域を調査し、デジタル資産とIT資産を継続的に監視します。また、実際の環境に影響を与えない非侵入型スキャンによる脆弱性と脅威の予測を行います。月次の定例会にて調査・監視の結果を報告し、緊急性の高い情報流出やインシデントが判明した場合は即座に速報としてご連絡するサービスです。

■調査スコープについて

外部からの攻撃対象を予測	コンプライアンスの準拠と脆弱性の予測	セキュリティインシデント監視および報告
		
1 APIとWebサービス 2 保有するWebサイト 3 ドメインとSSL証明書 4 重要なネットワークサービス 5 IoTと接続されたオブジェクト 6 パブリックコードリポジトリ 7 SaaSおよびPaaSシステム 8 パブリッククラウドとCDN 9 モバイルアプリ 10 データベース	1 ウェブサイトのセキュリティ 2 WAFとCSPのプレゼンス 3 SSL暗号化と強化 4 PCIDSSおよびGDPR準拠 5 ソフトウェア構成分析 6 期限切れのドメインと証明書 7 マルウェアの存在とブラックリストの登録を確認する 8 MobileAppの脆弱性予測 9 クラウドとDBのセキュリティ	1 盗まれた資格情報 2 Pastebinでの議論（攻撃予測） 3 公開された社内ドキュメント 4 漏洩したソースコード 5 侵害されたITシステムと公開されたIoC（痕跡情報） 6 フィッシングWebサイトとページ 7 SNSの偽アカウント 8 未承諾の脆弱性レポート 9 商標権侵害/不正取得のドメイン
ハッカー目線で外部からの攻撃対象領域を監視	本番環境に害を与えない安全な外部スキャンと脆弱性予測	セキュリティインシデントの継続的監視でタイムリーに対応